

資料

英 蘭 銀 行 関 係 法 規

【概 観】

英蘭銀行は1694年4月25日議会を通過したいわゆる「屯税法」に基づき City の金融業者によつて設立された。当初の設立目的は、ウィリアム3世の対仏戦争(1689—1697年)戦費として政府に対し貸付を行うことにあり、その代償として7月27日「英蘭銀行特許状」が下付され、8月1日業務を開始した。当時の銀行の名称“the Governor and Company of the Bank of England”は現在なお公式の名称として使用されている。

英蘭銀行は当初政府および一般商人に対し貸付を行う株式組織の一民間商業銀行として発足したが、1833年英蘭銀行券が法貨として承認され、さらに1844年その他の商業銀行の銀行券発行が制限されるに及び、漸次英国における銀行券発行を独占する唯一の中央銀行として発達するに至つた。その主要な任務は、いうまでもなく公定歩合政策および公開市場政策の伝統的手段を通じ通貨信用状態を調整することにあるが、1930年代の金本位停止後新たに為替平衡基金および為替管理法規の運用に関する業務が加わり、ポンドの対外価値の安定改善もその重要な任務となつた。

1946年2月14日労働党政権下に成立した「1946年英蘭銀行法」および3月1日下付された「同特許状」に基づき、英蘭銀行は国有化され新発足をみた。同法によつて株式の国有化、役員に国王任命、大蔵省に対する指令権の付与など英蘭銀行史上画期的な改革が行われたが、英蘭銀行の伝統と経験とは引続き尊重され、中央銀行本来の機能である通貨信用政策の決定、運営に関する自主性は国有化以前と実質的に変化がない。

現在英蘭銀行の構成および権利義務は、主として「1946年英蘭銀行法」および「同特許状」に規定されているが、創立以来の英蘭銀行の発展に重要な役割を果たした次の諸法律は全面的に廃止された訳ではなく、廃止されなかつた部分は引続きその効力を有している。

Bank of England Act 1694

英蘭銀行の設立を承認。

Country Bankers Act 1826

英蘭銀行の支店設置を承認。

Bank of England Act 1833

英蘭銀行券を法貨とすることを規定。

Bank of England Act 1844

1. 商業銀行の銀行券発行を制限。
2. 英蘭銀行の発券業務を一般銀行業務と分離し、「発行部」を設立。
3. 銀行券発行限度を制定。
4. 金地金の一定価格による買入義務を規定。

Gold Standard Act 1925

金地金の一定価格による売却義務を規定。

Currency and Bank Notes Act 1928

1. 銀行券発行限度を拡張。
2. 「発行部」利益金の大蔵省納入を規定。

Gold Standard (Amendment) Act 1931

金地金の売却義務を免除。

Finance Act 1932

為替平衡基金の設立を規定。

Currency and Bank Notes Act 1939

1. 銀行券発行限度を拡張。
2. 「発行部」の資産評価、為替平衡基金との間の損益金の調整を規定。
3. 金地金の買入義務を免除。

Bank of England Act 1946

1. 英蘭銀行の株式の国有化を規定。
2. 大蔵省の英蘭銀行に対する指令権、英蘭銀行の銀行業者に対する指令権を認める。

Currency and Bank Notes Act 1954

銀行券発行限度を拡張。

以下英蘭銀行の現行制度および機能を概説するが、英国の諸制度の特色として、法律の規定する部分はきわめて限定されており、多くの部分が伝統的慣習によりきわめて現実的に解決されている。したがつて、ここでは現行法規のほか実際に行われている慣行について述べるが、可能な限りその

歴史的変遷にも触れることとしたい。

I 資本所有

1945年3月1日英蘭銀行は国有化され、政府が唯一の株主となつた。株式全額は大蔵省の指定するもの——Solicitor for the Affairs of H. M. Treasury——により保管されている。従前の株主に対しては一定条件の公債が一定割合で交付され、従前の配当率を保証する措置がとられた（1946年法第1条）。

英蘭銀行設立当初の資本金1,200千ポンドは数次にわたり増額され、現在の資本金は14,553千ポンドである。国有化の際の株主に対し株式1に対し4の割合で3%利付公債が交付され、過去20年間の英蘭銀行平均配当率年12%を保証した。この公債は1965年4月5日まで20年間償還できないが、それ以降3か月の予告で大蔵省によつて随時償還されることが規定されている。

II 理事会

(1) 構成

総裁1名、副総裁1名および理事16名により構成され、いずれも国王が任命すると規定されている（1946年法第2条）。実際には内閣の選任、国王の指名によつて選ばれ、その際総裁の推薦が尊重されている。

英蘭銀行国有化以前の理事会は、総裁1名、副総裁1名、理事24名より成り、設立当初の役員は特許状に指名されていた。その後各1票の投票権を有する500ポンド以上の株主から成る株主総会によつて毎年選出される規定であつたが、実際上その選出は理事会に一任されていた。

総裁、副総裁の任期は5年、理事は4年。毎年3月1日理事4名が退職するが、再任を妨げない（1946年法第2付表）。このほか満70歳に達した理事は退職する慣習がある。また総裁、副総裁および理事たる資格を欠くものとして、①議会および政府からの独立を維持する目的で、下院議員、國務大臣および官吏、②外国の影響を排除する目的で、外国人が挙げられ、また③特許状に定める不適格者が規定されている（1946年法第2付表）。

英蘭銀行設立当初以来総裁、副総裁および理事の任期は1年に限られていたが、再選は可能であり、理事

会の任命した副総裁は2年間勤務し、その後2年間総裁を勤めるのが慣習となつていた。第1次大戦以前において2年を越えて勤務した総裁は18世紀に2人、19世紀に5人、副総裁は3人にすぎなかつた。しかるにその後 Walter Cunliffe が5年間（1914—18年）および Montagu Norman が25年間（1920—44年）総裁として勤務した。

総裁、副総裁および理事の被選挙資格については英国国籍を有する者のほか特別の制限はなかつたが、Cityの有力者が選出される慣習があり、商業銀行、discount house、bill brokerの関係者は選挙されず、主として merchant banker が選ばれた。

総裁、副総裁は英蘭銀行業務に専任し、4名以内の理事が理事会により専任を命ぜられる（1946年特許状11、1946年法第2付表）。専務理事は理事会の無記名投票によつて選出され、英蘭銀行業務に精通したものが選ばれている。理事会の専務理事任命権は1932年にはじめて与えられた。

(2) 運営

理事会は少なくとも毎週1回開催され、総裁が必要と認めたときは随時開催される（1946年特許状5）。定足数は9名。議長は総裁、総裁不在のときは副総裁、両者不在のときは出席理事が選出し、賛否同数の場合に限り票決権を有する（1946年特許状6）。このほか総裁、副総裁および理事個人に利害関係ある事項、自己に関する事項討議の際の運営規定がある（1946年特許状9、10）。

国有化以前における定足数は13名で、総裁または副総裁の出席を必要とした。定例理事会の開催日は以前から木曜日と定められ、毎週水曜日の残高につき作成される週報を検討し、公定歩合の引上げなど重要事項が決定されている。

(3) 権限

前述の専務理事の任命権のほか、法律上規定のある権限には次のものがある。

イ. 職員の雇用、勤務条件その他に関する権限（1946年特許状3）。

ロ. 内規（By-Laws）制定に関する権限（1946年特許状4）。

旧特許状に基く内規は国有化の際廃止され、現在までのところ新内規は制定されていない。

ハ. 小委員会運営に関する権限（1946年特許状5）。現在英蘭銀行内には五つの常設委員会が設け

られており、そのうち最も重要なのは Committee of Treasury である。同委員会は総裁、副総裁および5名の理事（毎年3月互選によつて選出されるが、専務理事は1名以上任命されることはない）によつて構成され、毎週理事会の開かれる前日水曜日に開催される。理事会に提出されるすべての重要問題、たとえば公定歩合の変更、一般的な通貨政策、為替政策をあらかじめ審議し、総裁に対する補佐を行う。

国有化以前において同委員会は総裁、副総裁、元総裁および理事会によつて特に選ばれた理事から成っていた。

ニ. 小委員会、理事、行員、雇員および代理人に権限の一部を委任する権限（1946年特許状5）。

III 支 店

英蘭銀行は1926年地方銀行法によつて支店を設置することを承認され、現在 Birmingham, Bristol, Leeds, Liverpool, Manchester, Newcastle, Southampton およびロンドン市内の Law Courts の8か所に支店を有する。このうち Law Courts 支店は、最高裁判所の指示する業務および公共信託に関する業務を行う特殊な支店であり、他の支店は各地方の中心地において、銀行券の受払、政府および市中銀行の預金業務、地方手形交換所の監督および Southampton 支店を除き為替関係業務を行つている。また英蘭銀行はスコットランド地方の為替関係業務のために Glasgow に事務所を設けている。

英蘭銀行の支店は1925年の金融恐慌に際し地方銀行救済を目的として設けられたものであつて、当初の支店は Gloucester, Manchester および Swansea の3か所であつた。

IV 業 務

従来英蘭銀行の業務に関し特に法律的規定はなく、伝統的に理事会の自主的な決定運営に委ねられていた。したがつて英蘭銀行は、通貨信用政策の遂行上、きわめて弾力的に時代の要求に即応し、その業務内容を発展させることができた。現在英蘭銀行の業務としては、①「政府の銀行」として、政府関係預金の管理および国庫金受払事務、政府

に対する一時貸付、公債、地方債、政府保証債などの発行、登録、利払事務、為替平衡基金および為替管理法令の運用、②「銀行の銀行」として市中銀行預金の管理、金融市場に対する割引、貸付および公開市場操作、内国為替、手形取立、保護預り、さらに③「海外諸国の銀行」として各国政府、中央銀行預金の管理、運用などが挙げられる。

しかしながら、第1次世界大戦以降金融政策遂行上大蔵省と英蘭銀行の協力関係は緊密化し、政府の英蘭銀行業務運営に対する影響力は漸次増大するに至つた。

かくて第2次大戦後、1946年英蘭銀行法には①大蔵省の英蘭銀行に対する指令権および②英蘭銀行の市中銀行に対する指令権が明文化され、これにより大蔵省の英蘭銀行に対する統制権は形式的には自由世界の主要国中最も強力なものとなつた。このような一般的指令権は主として戦時中における財政金融両当局の関係を反映して、終戦直後の特殊な環境の下で成文化されたものであり、同趣旨の法令は他の若干の国々においても施行されていたが、いわゆる通貨政策の復活と相前後して改正が行われ、現在では英国にならつたインドの事例を除けばきわめて例外的なものとなつている。

(1) 大蔵省の英蘭銀行に対する指令

大蔵省は英蘭銀行総裁と協議の上、英蘭銀行に対し公益上必要と認める指令を発することができ、かかる指令に従つて英蘭銀行理事会がその業務を処理する（1946年法第4条）。

この規定は大蔵省に対し強力な中央銀行統制権を付与したごとくであるが、事實は①指令を発するに際し、事前に英蘭銀行と協議を要し、この点相互に制約されていること、また②指令の実行に際し英蘭銀行の業務は理事会によつて処理される旨の規定により、業務の細部にわたり干渉しうるものでないことが明らかであり、従来からの大蔵大臣と英蘭銀行総裁の協力関係を確認したものにすぎず、英蘭銀行の業務遂行上の自主性は依然確保されているものとみられる。しかも現在まで大蔵省が英蘭銀行に対し指令権を行使したことは一度もない。

(2) 英蘭銀行の市中銀行に対する指令

英蘭銀行は公益上必要と認める場合、市中銀行に対し報告の徴求、勧告を行い、また大蔵省の承認をえて報告の徴求、勧告の実行を確保するため、指令を発しうる(1946年法第4条)。

この規定は大蔵省の承認を必要とするが、英蘭銀行に対し、自らの発意によつて市中銀行に対する指令を発することを認めた点が注目される。しかしながら、伝統的に英蘭銀行は、市中銀行相互の組織を通じ、または市中銀行代表者との個人的接触により、金融政策上必要な要請を非公式に発しうる慣習が確立しており、かかる要請は従来市中銀行によつて無視されたことはなかつた。したがつてこの規定もすでに存在していた英蘭銀行と市中銀行の協力関係を明文化したものに外ならない。しかもこの指令権が行使された事例のないことも、大蔵省の英蘭銀行に対する指令権と同様である。

V 銀行券

(1) 券面金額

英蘭銀行は大蔵省の承認をえた券面金額の銀行券を発行することができるが、現在発行されているのは5ポンド、1ポンドおよび10シリング券であつて、いずれも英本国において法貨である(1954年法第1条)。

このうち1ポンドおよび10シリング券は、1928年紙幣および銀行券法によつて新たに発行された銀行券であつて、第1次大戦中当時流通していた金貨に代り発行された同額面の政府紙幣を回収し、新たに発行されたものである。

英蘭銀行はこのほか1928年まで200ポンド、1943年まで10ポンド、20ポンド、50ポンド、100ポンド、500ポンドおよび1,000ポンドの銀行券を発行していた。これらの券面の銀行券は現在イングランドおよびウェールズで法貨であり、スコットランドおよび北アイルランドでも法貨である5ポンド以下の券面の銀行券に引換えうる(1954年法第1条)。

(2) 「発行部」の「銀行部」からの分離

英蘭銀行の銀行券発行高およびその準備資産勘定は経理上「発行部」として、一般銀行業務に関する勘定から成る「銀行部」と分離されている(1844年法第1条)。

(3) 銀行券発行準備

「発行部」の銀行券発行高は、金貨および金地金を準備とする正貨準備発行のほか保証準備発行に関する規定があるが(1954年法第2条)、1939年9月第2次大戦勃発に際し英蘭銀行の保有する金貨および金地金はほとんど全額が為替平衡勘定に移管された結果、保証発行高はほぼ銀行券発行高に一致し、現在英蘭銀行の発券制度は事実上最高発行高制限法によつている。

保証準備発行額は1,575百万ポンドに法定されているが、英蘭銀行の申入れにより大蔵省は指令を発し、6か月以内この額を変更することができ、この指令は6か月ずつ延長することができる。しかし保証準備発行高が継続的に2年以上法定額を上回る場合には、大蔵省は法令の効力を有する文書(statutory instrument)をもつてする命令によらねばならず、この文書は議会両院いずれか1院の決議によつて取消される。

保証準備発行高は1954年3月15日から引続き1,575百万ポンドを超過しているが、1956年3月14日以降においても法定額を上回ることを認める大蔵省の命令が発せられている。

(4) 印紙税の免除

英蘭銀行券に対する印紙税は免除されており(1844年法第7条)、印紙税免除の対価として何らの支払も要しない(1928年法第6条)。

(5) 金兌換の免除

英蘭銀行券の金貨兌換義務は免除されている(1925年法第1条)。英蘭銀行の金地金売却義務および買入義務はいずれも廃止されており(1931年法第1条、1939年法第4条)、金の売買はすべて為替平衡勘定で行われている。

VI 経理

英蘭銀行の経費予算および決算に関して議会および政府の干渉は行われぬ。ただ英蘭銀行の利益金のうち、「発行部」の利益金は銀行券発行特権より生じたものであり全額国庫に納入されている。「銀行部」の利益金は、国有化に伴う納付金を納入し、一般法人に課せられる租税を納付した後、その処分は英蘭銀行の自由に委ねられている。

(1) 「発行部」に関する規定

発行部の資産は毎週1回評価され、銀行券発行高との差額は為替平衡勘定との間で授受される

(1939年法第2条)。さらに英蘭銀行は毎年発行部の利益金相当額を大蔵省に納付し(1928年法第6条)、大蔵省は全額を為替平衡勘定に払込む(1939年法第3条)。

(2) 「銀行部」に関する規定

英蘭銀行は配当金に代え毎年4月5日および10月5日、873,180ポンドまたはそのつど大蔵省と協定した前記内外の金額を大蔵省に支払う(1946年法第1条)。

英蘭銀行の収益に対し所得税を賦課するに際し、前記の金額は収益から控除される(1946年法第1付表)。

1928年まで英蘭銀行の利益金には「発行部」と「銀行部」の区別はなされず、一定の金額を大蔵省に納付する定額納付金制度が行われていた。その額は1833年法では120千ポンドであり、1844年法で180千ポンド

に増額され、同時に銀行券発行高が法定保証準備額14百万ポンドを超過した場合のみ、その超過分より生じた利益金が追加納入されていた。これらの納付金はいずれも英蘭銀行が支払を受ける公債取扱手数料から差引く方法で行われていた。

VII 週 報

英蘭銀行は毎週一定日(水曜日)に一定書式による貸借対照表(Bank Return)を作成し、大蔵大臣および税務委員に提出し、税務委員はロンドン・ガゼット紙上に発表することが規定されている(1833年法第8条および1844年法第6条)。この書式は大蔵省が英蘭銀行と協議の上改訂することができる(1928年法第10条)。

1833年から1844年までは毎週の貸借対照表が月末に総合され、前3か月間の平均状況が毎月発表されていた(1833年法第6条)。

1946年英蘭銀行法

[The Bank of England Act, 1946]

英蘭銀行の株式を公有とし、同行を公共管理下に置き、大蔵省、英蘭銀行およびその他の銀行の関係を規定し、かつ前記に関連する諸事項を規定するための法律(1946年2月14日)

第1条 (英蘭銀行株式の大蔵省への譲渡)

(1) 指定日において

イ. 現存する同行の株式(以下「同行株式」と称する)全額は、本条の規定により、すべての信託、債務および抵当にかかわらず大蔵省が命令により指定する者に譲渡され、大蔵省に代り保管されるものとする。

ロ. 指定日において同行株式の所有者として同行の帳簿に登録されている者に対し、大蔵省はそのために発行する証券(以下「政府証券」と称する)相当額を交付する。

(2) 政府証券の利率は年3%とする。政府証券相当額とは指定日直前における登録株主の所有する同行株式に対し、その所有者が何人であつ

ても、1945年3月31日に至る20年間において支払を告知された配当金の年平均額と同額の利子額を年々支払いうる額とする。

(3) 政府証券は、1966年4月5日以降いつでも、ロンドン・ガゼット紙上に3か月を下らない予告によりその旨公告した後、大蔵省によつて額面価格で償還されうるものとする。

(4) 指定日以後同行株式に対する配当金支払は告知されない。ただし配当金に代え同行は毎年4月5日および10月5日873千ポンドまたはそのつど同行と大蔵省の協定した前記内外の金額を大蔵省に支払うものとする。

(5) 政府証券および前項によつて大蔵省に支払うべき金額に関しては、本法第1付表に列挙し

た付随ならびに補足条項が適用される。

第2条 (英蘭銀行理事会)

- (1) 指定日直前において同行の総裁、副総裁および理事の職にあつた者はすべて指定日において退職し、指定日以降総裁1名、副総裁1名および理事16名が理事会を構成するものとする。
- (2) 総裁、副総裁およびその他の理事会の役員は、国王陛下がこれを任命する。
- (3) 理事の任期、資格、就任および理事集会に関しては本法第2付表の条項が適用される。

第3条 (英蘭銀行の構成および権限に付随する規定)

- (1) 同行の法人としての存続期間を制限するいかなる法令もその効力を失うものとする。
- (2) 指定日以降同行理事会の役員は、同行株式を所有せざるにかかわらず、前記法人の役員とする。したがつて、当分の間前記法人の役員は暫定的に大蔵省に代り同行株式を保有する者とともに理事会の役員とする。
- (3) 指定日以降、国王陛下は同行の設立に関するものを除き、同行特許状の全部または一部を廃止することができる。その後本法の規定に従い、同行は上記の特許状中廃止されなかつた部分、およびそのつど国王陛下によつて授与され、同行に代り理事会の受理したその他の特許状に基き構成され、規制される。
- (4) 本法第3付表に列挙した法令は、指定日以降同付表第3欄に記載された範囲で廃止される。

第4条 (大蔵省の英蘭銀行に対する指令および同行の他の銀行に対する関係)

- (1) 大蔵省は、公益上必要と認めるときは、同行総裁と協議の上、そのつど同行に対し指令を発しうるものとする。
- (2) かかる指令に従い、理事会は同行の名において現在施行中の同行特許状、およびそれに基づく内規 (by-laws) に定める条項 (もしありとすれば) により、業務を処理するものとする。
- (3) 同行は公益上必要と認めるときは、銀行業者より報告を徴求し、また銀行業者に対し勧告をなしうるものとする。また大蔵省の承認をえたときは、報告の徴求および勧告の実行を確実ならしめる目的で銀行業者に対し指令を発しう

るものとする。ただし

- イ. かかる報告の徴求および勧告は、銀行業者の特定の取引先に関する事項について行うことはできない。
 - ロ. 大蔵省はかかる指令を発することを承認するに先立ち、関係ある銀行業者またはその代表者に対し意見具申の機会を与えるものとする。
- (4) 前項に基き銀行業者に対し勧告または指令がなされるに先立ち、大蔵省が勧告または指令の秘密保持を公益上必要と認め、勧告または命令と共に認証書を銀行業者に伝達したときは、その勧告または命令は、1911年公務秘密保持法 (the Official Secrets Act, 1911) 第2条 (その後の法令による修正を含む) の目的に照し、国王陛下の下に公職にある者により銀行業者に秘密裡に付託された文書とみなされる。したがつて1911年ないし1939年公務秘密保持法の規定の適用をうけるものとする。
 - (5) 前項に規定されたものを除き、本条第3項に基き銀行業者に対しなされる報告の徴求、勧告または命令につき、1911年ないし1939年秘密保持法の規定は適用されないものとする。
 - (6) 本条において「銀行業者」(banker) とは、大蔵省の命令によつて本条の適用をうける銀行業者と定められた銀行業務を行う者を指す。
 - (7) 前項に基き発せられた命令は、今後の命令によつて変更または廃止することができる。
 - (8) 本条は指定日より施行されるものとする。

第5条 (用語規定)

本法において、

- イ. 「同行」(the Bank) とは英蘭銀行を指す。
- ロ. 指定日 (註) とは大蔵省が命令をもつて指定する日であつて、本法通過の日より3か月以内の日を指す。

第6条 (略称)

本法は1946年英蘭銀行法と称する。

- (注) 指定日は1946年英蘭銀行(指定日)命令によつて1946年3月1日と定められた。

【第 1 付 表】

政府証券および同行の大蔵省に支払うべき金額 に関する付随ならびに補足規定

- (1) 政府証券の元本および利子、ならびにその発行または償還に関し生ずる費用は、すべて連合王国公債整理基金 (the Consolidated Fund of the United Kingdom) またはその果実 (本付表においては以下整理基金と称する) 中より支払われる。
- (2) 毎会計年度における政府公債管理に関する費用は、大蔵省、同行およびアイルランド銀行との間の個々の協定に基き、整理基金より同行およびアイルランド銀行に対し支払われるものとする。
- (3) 政府証券の利子は、毎年4月5日および10月5日に支払われるものとする。
- (4) 政府証券に対する半年分の利子は、指定日以降前項に定められた期日が最初に到来したとき支払いうるものとし、その利子は期日に先立つ6か月間の全日数につき生じたものとみなされる。
- (5) 政府証券に対する利子は、国債に対する経常歳費 (permanent annual charge) から支払われるものとする。
- (6) 1842年財政法 (Finance Act, 1842) 第47条 (本条は同法第11付表第1部に指定する公債および登録証券の移転、登録に関する規定作成の権限を大蔵省に付与するもの) および指定日直前施行されていた同条に基く規定は、政府証券が上記第1部に記載され、前記規定の適用をうける公債に含まれるものとして、政府証券にも適用あるものとする。
- (7) 指定日直前において、同行帳簿に保有者または共所有者として登録されている者のうち死亡者があるときは、その者またはその者および共所有者に対し発行されるべき政府証券は、場合に応じ、その者の代理人または共所有者中の生存者、あるいは最後の生存者の代理人に対し正当に発行されたものとみなす。また管財人および遺言執行人の場合、指定日以後までその代理権限の認可がないときも本項の適用あるものとする。
- (8) 同行株式に代り発行された政府証券は、指定日直前同行株式が保有されていたと等しい権利関係、信託関係ならびに権限、特権、規定、費用、制限および債務関係に従つて保有され、したがつて同行株式の処分その他影響を及ぼすいかなる行為、遺言、命令、委任、催告、その他の証書、遺言書の作成、その他の処分も効力を有し、取消されないものとする。これらの証書および処分はすべて、その場合に応じ、代替された政府証券の全部または一部に関し効力を有するものとする。
- (9) 同行株式に関し、代理または受託権限を有する受託者、遺言執行人その他すべての保有者は、同行株式に代り発行された政府証券の保有、処分その他の取扱について同行株式に関してと同様の取扱をすることができる。
- (10) 1939年国債法 (National Loans Act, 1939) 第2付表第3, 4, 5項 (同法に基き発行された証券に対しある種の規定を適用するもの) は、同法に基き発行された証券が政府証券をも含むものとして、政府証券にも適用あるものとする。
- (11) 政府証券に関しては本法の目的に反しない限り、1870年国債法 (the National Debt Act, 1870) の規定が適用されるものとする。
- (12) 大蔵省は、本法第1条に従い政府証券の償還に要する資金調達の方法によつても資金調達をなすことができる。また本項に基き資金調達のため発行された証券は、すべて同法によつてすべての目的のために発行されたものとみなされる。
- (13) 同行株式配当金に代り、同行より大蔵省に支払われた金額は国庫に払込まれ、大蔵省の指示する時期に整理基金より払出され、本項には関係なく経常歳費から国債に対し支払われるすべての利払に充当されるものとする。
- (14) 毎年同行の収益に対し所得税を賦課するに当

つて、その年度において同行から大蔵省に支払われた前記の金額は、収益から控除することを認め

られるものとする。

【第 2 付 表】

理事会に関する補足規定

- (1) 総裁および副総裁の任期は 5 年とする。
 (2) 理事の任期は 4 年とし、毎年指定日の応当日に理事 4 名が退職するものとする。

ただし、指定日に就任する理事中、4 名は指定日の第 1 周年まで在職後退職、4 名は指定日の第 2 周年まで在職後退職、4 名は指定日の第 3 周年まで在職後退職のごとく任命されるものとする。

- (3) 総裁、副総裁または理事の職にあるものは、その職またはこれらいずれの職に再任されることを妨げられない。

- (4) 下記に該当するものは総裁、副総裁または理事たる資格を欠くものとする。

イ. 下院議員、国務大臣または議会の議決による予算から報酬を受ける政府各省の官吏。

ロ. 1914 年ないし 1943 年英国国籍ならびに外国人身分法 (the British Nationality and Status of Alien Acts, 1914 to 1943) の規定する外国人。

ハ. 本行特許状に規定された無資格者。

なお、上記の規定により資格を喪失したものは、その職を退くものとする。

- (5) 前項の規定により、あるいは死亡または辞職により、理事に欠員を生じた際には、欠員補充のため任命された者は、前任者の予定任期中在職した後退職するものとする。

- (6) 本行の業務に専任する理事は、4 名を越えることができない。

- (7) 本法に基づき、本項に関する事項を規定する特許状が承認されるまで、次の規定が指定日以降開催される理事集会に対し適用されるものとする。

イ. 理事集会は総裁または副総裁が任意に決定する方法により招集することができる。

ロ. 定員は総裁または副総裁および 8 名の理事を下回ることができない。

ハ. 定員の出席ある際には、理事中欠席あるときも理事会はその職務を行うことができる。

英 蘭 銀 行 特 許 状

(The Charter of the Corporation of the Governor and Company of the Bank of England)

(1946 年 3 月 1 日)

神の恩恵によつて、グレート・ブリテン、アイルランドおよび英国海外自治領の王、信仰の守護者、インド皇帝たるジョージ 6 世は、すべてのものに対し本特許状を与える。

ウィリアム国王陛下およびメリー女王陛下によつて与えられ、1694 年英蘭銀行法の規定に従つて、治世第 6 年 7 月 27 日の日付を有する国璽を印した特許状によつて、英蘭銀行総裁および会社 (以下英蘭銀行と称する) は、永久的継承権、行印およ

び特許状に掲げられた権能、権限ならびに特権をもつて正当に設立された。

また、ピクトリア女王陛下によつて与えられ、1892 年銀行法の規定に従い、治世第 60 年 8 月 19 日の日付を有する国璽を印した補足特許状によつて、英蘭銀行の内務がさらに規制された。

また、1946 年英蘭銀行法第 1 条は指定された日 (以下指定日と称す) において、現存する英蘭銀行株式全額は大蔵省が命令により指定する者に譲

渡すべきことを規定し、第2条は指定日以降理事会を構成する総裁1名、副総裁1名および理事16名が、私およびその継承者によつて任命さるべきこと、ならびに同法第2付表の規定が、理事会役員の任期、資格および業務に関し適用さるべきことを規定し、第3条は指定日以降当分の間英蘭銀行の役員が大蔵省に代り英蘭銀行株式を保有すべき者とともに理事会の役員たるべきことを規定し、また第5条は指定日とは大蔵省が命令をもつて指定する日であることを規定している。

また、1946年英蘭銀行法第3条は、さらに指定日以降英蘭銀行特許状の規定は英蘭銀行設立に関するものを除きその全部を廃止しうること、しかるのち同法の規定に従い、前記特許状中廃止されなかつた部分、およびそのつど私およびその継承者によつて授与され、英蘭銀行に代り理事会によつて受理されたその他の特許状の下に英蘭銀行は組織され、規制さるべきことを規定している。

また、1946年英蘭銀行（指定日）命令によつて、大蔵省は1946年英蘭銀行法のための指定日を1946年3月1日と定めた。

また、1946年英蘭銀行法第3条の規定に従つて、英蘭銀行の設立、その資本金の構成、および行印、土地その他の財産の保有、ならびに訴訟に関する権限を除き、現存する英蘭銀行特許状を廃止し、それに代り後記の新特許状を授与することは私の喜びとするところである。

それゆえ、私はこれらの前提を考慮に入れた上、1946年英蘭銀行法およびそれに関し与えられた私の権限に従い、本特許状によつて、私が次の事項を授与し、承認し、制定し、宣言することを証明する。すなわち

1. (旧特許状の一部廃止)

指定日以降 1694年7月27日付英蘭銀行特許状（英蘭銀行の設立、その資本金の構成ならびに行印、土地その他の財産の保有および訴訟に関する権利を除く）および1896年8月19日付英蘭銀行補足特許状は廃止されるものとする。

2. (大蔵省の指定する者に対する株式の譲渡)

大蔵省が、1946年英蘭銀行法第1条に基き、英蘭銀行株式の全部または一部を大蔵省の指定する者より大蔵省の指定する他の者へ譲渡することを

指示したときは、その株式またはその一部は譲渡証書なしにその者に譲渡され、その者により大蔵省に代り保管されるものとする。

3. (理事会の権限)

理事会は職員、雇員および代理人を選任、解任し、その報酬、勤務条件および英蘭銀行の秩序ならびに経営に必要なりと判断する事項を決定するものとする。

4. (内規制定の権限)

旧英蘭銀行特許状および補足特許状に基き制定された従前の内規 (By-Laws) は指定日よりその効力を失い、理事会は英蘭銀行の良好な秩序ならびに経営に必要な内規を制定し、そのつど制定せる内規を改廃、補足する権利を有するものとする。

ただし、内規の制定、改廃、補足は法律、法令または英蘭銀行特許状の規定に違反しえないものとする。

5. (理事会の運営)

理事会は理事中欠員ある場合も運営しうるものとする。また小委員会を運営する権限、小委員会、理事、職員、雇員および代理人に対しそのつど適当と考える義務および権限を委任する権限を有するものとする。理事会は少なくとも毎週一度会合するものとする。ただし総裁が（不在のときは副総裁）必要と認めたときはいつでも予告により招集しうるものとする。

6. (理事会の会合)

理事会の運営は次の規定によるものとする。

(1) 定員は9名の役員を下回ることができない。

(2) 総裁、欠席のときは副総裁が議長たるものとする。総裁、副総裁ともに出席なきことを出席中の全理事が認めたとき、あるいは総裁および副総裁が定刻後15分間出席なきときは、出席理事は出席理事中より1名を選出し、議長とすることができる。会合の処置は総裁または副総裁が出席した場合と同様すべての事項に関し正当かつ有効なものとする。

(3) 総裁、欠席のとき副総裁、総裁副総裁ともに欠席のとき選出された議長は、票決による賛否同数の場合を除き、票決権を有せざるものとする。

(4) 理事会の命令、決議および処置に関する議

事録は、書記長、副書記長または書記長代理により保存のため記録されるものとする。

7. (誓約の作成)

英蘭銀行の総裁、副総裁または理事に任命された者は、本特許状付表に規定された誓約を行うまでその職務を執行しえないものとする。誓約は大法官、大蔵大臣、首席裁判官、英蘭銀行総裁、副総裁のうちいずれか1名の面前で、あるいは前任総裁または副総裁の面前でなされるものとする。総裁、副総裁または理事が、任命の際連合王国に不在のときは、本特許状により必要とする誓約は、外国においては私またはその継承者の代表者、英国自治領においては高等弁務官、英国植民地においては総督の面前にてなしうるものとする。

8. (理事の退職)

1946年英蘭銀行法第2付表4の規定のほか、下記に該当するときは英蘭銀行総裁、副総裁または理事はその資格を欠くものとする。

イ. 精神異常をきたし、あるいは健全な精神を失つたとき。

ロ. 破産または支払不能、あるいは債権者と示談したとき。

ハ. 有罪の判決をうけ、理事会が大蔵省の承認を得てその退職を決議したとき。

ニ. 理事会の承認なくして引続き6か月理事会を欠席し、理事会が大蔵省の承認をえてその退職を決議したとき。

ホ. 理事会に辞表を提出したとき(辞表は理事会により大蔵省に通達されるものとする)。

9. (理事の利害関係申告)

総裁、副総裁および理事が英蘭銀行との取引または業務に関し、直接または間接に利害関係を有する場合は、すべてかかる総裁、副総裁または理事は、かかる取引または業務の交渉あるいは処理に際し、理事会に対し自己の利害関係を申告するものとし、関係事項については票決権を有しないものとする。

ただし、理事が、かかる取引または業務に利害関係を有する会社の総株式の1%以下を所有することのために、かかる取引または業務に利害関係

を有する者と認められることはない。

10. (討議事項に係る理事の退席)

理事会において、理事個人に関する問題が提起されたとき、当該理事はそれに関する票決権を有せず、自己に関する問題の討議中は退席し、欠席するものとする。

11. (理事の専任)

(1) 総裁および副総裁は、英蘭銀行の職務に専任するものとする。

(2) 理事会は、4名以内の理事に対し、その任期の未了部分を越えない期間において、そのつどその専任を命ずることができる。専任を命ぜられた理事は、専務理事または理事会がそのつど決定するその他の名称で呼ばれるものとする。

12. (理事の報酬)

(1) 総裁、副総裁および理事は、理事会における職務に対し、本特許状施行直前と同額の俸給、すなわち総裁 2,000 ポンド、副総裁 1,500 ポンド、理事 500 ポンドの年給を支給されるものとする。

(2) 総裁、副総裁および専務理事はその専任に対する加給として前記俸給の外、理事会がそのつど決定する額を支給されうるものとし、理事会は、現在専務理事の職にある者および専務理事の職にあつた者に対する年金、もしくは退職金支払のための資金の積立、維持、支払をすることができる。

13. (行印の保管および使用)

行印は3箇の錠をもつて嚴重に保管され、その3箇の鍵は、理事会がそのつど保管を命じた3名の理事により保管されるものとする。行印は理事会の命令によらないいかなる文書にも押捺することができない。行印押捺は、そのつど3名以上の理事の立合を必要とし、立合3名の理事の署名により立証されるものとする。

上記の文書の特許状とする証拠として私の治世第10年3月1日ウエストミンスターにおいて私みずから証明する
国王陛下の自署に基く保証によつて

ナビア